

第5章 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

1 基本目標・成果目標

(1) 基本目標

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、次の6つの考え方をもとに、必要な障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の見込量等を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組みます。

基本目標 1

どこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします

障がいのある人が地域で生活していくことができるよう、市内のどこにいても必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）が利用できるようにします。

基本目標 2

希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします

一般就労を目的とした訓練や生活介護など、障がいのある人一人ひとりにニーズに応じ、どこでも日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所、地域活動支援センター）が利用できるようにします。

基本目標 3

グループホーム等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実や公営住宅等の活用を図るとともに、日常の生活能力の向上のための自立訓練事業等の推進や地域における理解の促進を図るなどして、福祉施設の入所や精神科病院の入院から地域生活への移行を進めます。

基本目標 4

福祉施設から一般就労への移行を推進します

福祉施設を出て、企業などで働くことを希望している人が、就労移行支援事業や障害者就業・生活支援センター等を活用することにより、一般就労できるよう就労支援策の充実を図ります。

基本目標5

障がいのある人が安心して暮らしていく支援システムづくりを進めます

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくよう、総合支援協議会を核とした相談支援体制の充実とともに、支援に携わる人材の育成、行政、事業者、企業、学校とその他関係機関・団体との連携・協力によって地域全体で支えるシステムづくりを推進します。

基本目標6

障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援を推進します

障がいのある子どもの健やかな育成を支援するため、身近な地域で支援できるよう、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の充実を図るとともに、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障がいのある子どもの成長に合わせて支援を提供することで、地域支援体制の構築をめざします。

(2) 成果目標

本市の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では国の基本指針に即し、平成32年度末までの成果目標を以下のように設定し、必要とする該当サービスの利用促進や事業所職員の資質向上を通じて目標の達成に努めます。

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

ア) 地域生活移行者の増加

(国の基本指針)

平成28年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等の地域生活に移行する者が、平成28年度末時点の施設入所者数の9パーセント以上とすることを基本とする。

平成28年度末時点の施設入所者51人のうち、平成32年度末までに5人（9.8%）の地域生活への移行をめざします。

◆ 市の目標数値 ◆

項目	数値
平成28年度末の施設入所者数（A）	51人
【目標値】 地域生活への移行見込者数	5人 (9.8%)

イ) 福祉施設入所者の削減

(国の基本指針)

平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2パーセント以上削減することを基本とする。

平成28年度末時点の施設入所者51人を、平成32年度末時点には49人と見込み、2人（3.9%）の施設入所者の削減をめざします。

◆ 市の目標数値 ◆

項目	数値
平成28年度末の施設入所者数（A）	51人
平成32年度末の施設入所見込者数（B）	49人
【目標値】 施設入所者削減見込者数（A-B）	2人 (3.9%)

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(国の基本指針)

平成 32 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

◆ 市の目標数値 ◆

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて、平成 32 年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することについて、検討を行います。

③ 地域生活支援拠点等の整備

(国の基本指針)

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成 32 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

◆ 市の目標数値 ◆

障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等については、平成 32 年度末までの設置に向けて、市内に 1 拠点の整備の検討を行います。

【参考】本市における地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

国から配布された「地域移行に伴う基盤整備量を算定するための推計ワークシート」により求められた本市における精神病床の長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）は次の通りです。

目 標 項 目	平成 32 年度末
地域移行に伴う基盤整備量（65歳以上利用者数）	6 人
地域移行に伴う基盤整備量（65歳未満利用者数）	7 人

④ 福祉施設から一般就労への移行等

ア) 一般就労への移行者の増加

(国の基本指針)

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者が、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

平成28年度の福祉施設利用者のうち、一般就労への移行実績10人を基本とし、平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を15人と見込み、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍とすることをめざします。

◆ 市の目標数値 ◆

項目	数値
平成28年度の福祉施設の利用者のうち、一般就労への移行者数	10人
【目標値】 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行見込者数	15人 (1.5倍)

イ) 就労移行支援事業の利用者の増加

(国の基本指針)

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを基本とする。

平成28年度末の就労移行支援事業利用者数11人を基本とし、平成32年度末の就労移行支援事業利用者数を14人と見込み、3人(2.7割)の増加をめざします。

◆ 市の目標数値 ◆

項目	数値
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数(A)	11人
平成32年度末の就労移行支援事業利用見込者数(B)	14人
【目標値】 就労移行支援事業利用者の増減見込者数(B-A)	3人 (2.7割)

ウ) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

(国の基本指針)

平成 32 年度末における就労移行支援事業所ごとの就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする。

平成 32 年度末の就労移行支援事業所を 4 箇所と見込み、そのうち 2 事業所 (5.0 割) で就労移行率 3 割以上の達成をめざします。

◆ 市の目標数値 ◆

項目	数値
平成 32 年度末の就労移行支援事業所見込数	4 事業所
【目標値】 5 割以上就労移行率が 3 割以上	2 事業所 (5 割)

エ) 就労定着支援事業による職場定着率

(国の基本指針)

就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。

平成 31 年度と平成 32 年度の各年度において、一般就労した人が就労定着支援事業利用により、支援開始から 1 年後に 8 割の職場定着率をめざします。

◆ 市の目標数値 ◆

項目	数値
【目標値】 平成 31 年度の就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率	8 割
【目標値】 平成 32 年度の就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率	8 割

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

ア) 児童発達支援センターの設置

(国の基本指針)

平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

◆ 市の目標数値 ◆

児童発達支援センターについては、平成 32 年度末までの設置に向けて、市内に 1 か所の整備の検討を行います。

イ) 保育所等訪問支援の充実

(国の基本指針)

平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

◆ 市の目標数値 ◆

平成 32 年度末までに、市内に 1 か所の事業所において、保育所等訪問支援を利用できる体制の整備を検討します。

ウ) 主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保

(国の基本指針)

平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

◆ 市の目標数値 ◆

平成 32 年度末までに、少なくとも圏域内の 1 か所の事業所において、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を検討します。

エ) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

(国の基本指針)

平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

◆ 市の目標数値 ◆

医療的ケア児支援のため、平成 30 年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することについて、検討を行います。

才) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

(国の基本指針)

都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。

◆ 市の目標数値 ◆

障がいのある子どもが、希望に沿った子ども・子育て支援を利用できるよう、利用ニーズを踏まえ、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等において、障がいのある子どもの受入れ体制を整備します。

種別	利用ニーズを踏まえた 必要な見込み量(人)	各年度の目標値(人)		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	20	22	20	20
認定こども園	8	6	8	8
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	11	11	11	10

2 第5期障がい福祉計画

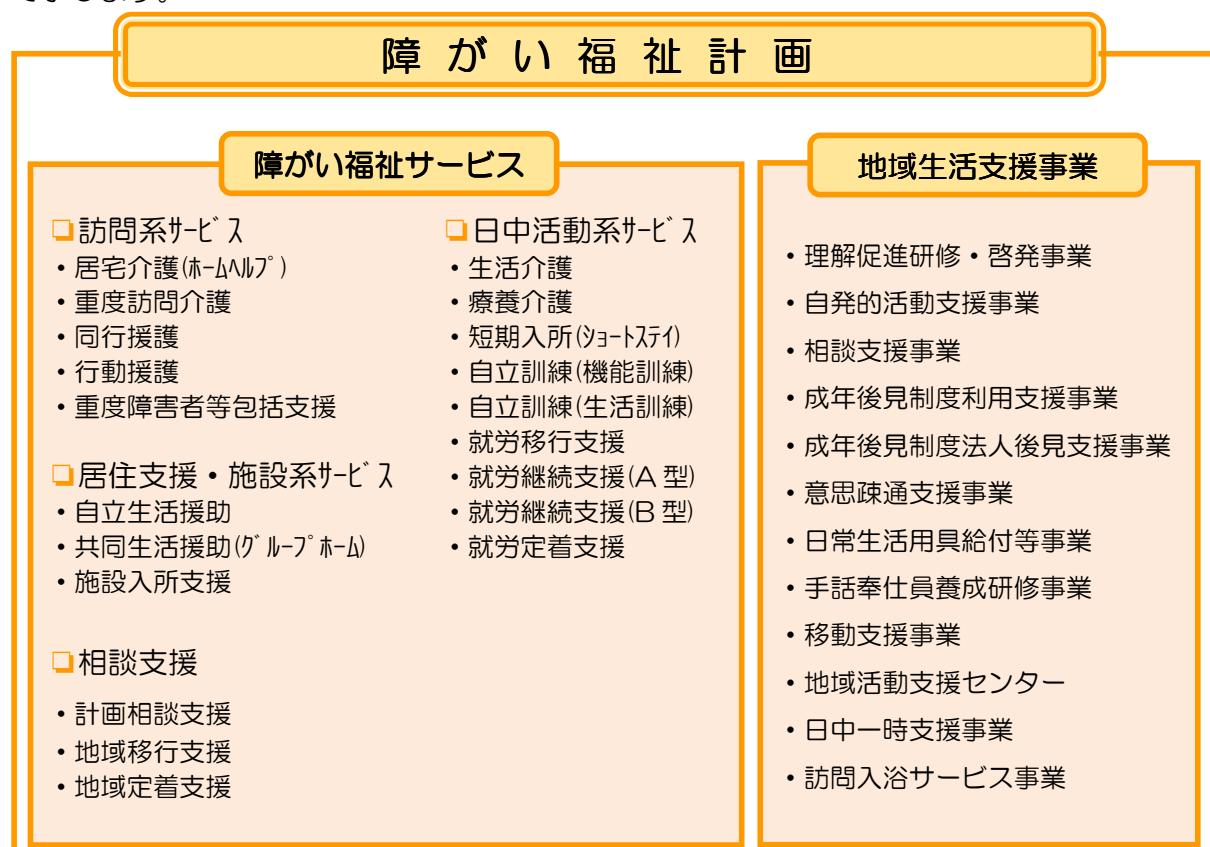
障害者総合支援法の改正により、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。

＜見直し内容＞

- 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）。
- 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）。
- 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。
- 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきました低所得の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける。

（1）サービス体系

障がい福祉計画に定める事業は次のサービス体系で整理し、見込量及び確保方策等について示します。



(2) 障がい福祉サービスの見込量及び確保策

① 訪問系サービス

訪問系サービスには次の5つのサービスがあります

サービス種別	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に行います。

◆◇ サービス見込量（活動指標）◇◆

<算定にあたっての考え方>

利用実績に基づき、利用者数、地域生活への移行後にサービスの利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量、今後の利用意向等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス 計			
利用者数(人／月)	80	89	101
延べ利用時間数(時間／月)	962	1,011	1,099
事業所数(箇所)	12	12	12
居宅介護(ホームヘルプ)			
利用者数(人／月)	63	71	82
延べ利用時間数(時間／月)	823	867	949
事業所数(箇所)	12	12	12
重度訪問介護			
利用者数(人／月)	1	1	1
延べ利用時間数(時間／月)	20	20	20
事業所数(箇所)	12	12	12
同行援護			
利用者数(人／月)	10	10	10
延べ利用時間数(時間／月)	87	87	87
事業所数(箇所)	5	5	5
行動援護			
利用者数(人／月)	6	7	8
延べ利用時間数(時間／月)	32	37	43
事業所数(箇所)	2	2	2
重度障害者等包括支援			
利用者数(人／月)	0	0	0
事業所数(箇所)	0	0	0

※重度障害者等包括支援は、利用量を単位数で表すため、人数、事業所数の表記となっています。

◆◇ 訪問系サービスの見込量確保方策 ◇◆

○利用者の生活リズムに応じた適切な障がい福祉サービスを提供できるよう、サービス供給体制の整備に努めます。

○同行援護の従事者資格要件を満たすガイドヘルパー*等に対し、同行援護従業者養成研修を周知し、質の高いサービスが提供されるよう、人材の育成及び事業者支援を実施します。

○利用見込みがない障がい福祉サービスについても、ニーズが生じた場合に備えて、必要な人材の養成に努めるよう指定障がい福祉サービス事業者に働きかけ、対応できる事業所の確保・増加を図ります。

② 日中活動系サービス

ア) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

◆◇ サービス見込量（活動指標）◇◆

<算定にあたっての考え方>

利用実績に基づき、利用者数、地域生活への移行後にサービスの利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量、今後の利用意向等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人／月)	135	150	167
延べ利用日数(日数／月)	2,517	2,799	3,113
事業所数(箇所)	6	6	6

イ) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上の訓練を行います。

◆◇ サービス見込量（活動指標）◇◆

<算定にあたっての考え方>

利用実績に基づき、利用者数、地域生活への移行後にサービスの利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量、今後の利用意向等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人／月)	1	1	1
延べ利用日数(日数／月)	18	18	18
事業所数(箇所)	0	0	0

ウ) 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上の訓練を行います。

◆◇ サービス見込量（活動指標）◇◆

<算定にあたっての考え方>

利用実績に基づき、利用者数、地域生活への移行後にサービスの利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量、今後の利用意向等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人／月)	5	5	5
延べ利用日数(日数／月)	73	73	73
事業所数(箇所)	0	0	0

エ) 就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

◆◇ サービス見込量（活動指標）◇◆

<算定にあたっての考え方>

利用実績に基づき、利用者数、地域生活への移行後にサービスの利用が見込まれる者の数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量、今後の利用意向等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人／月)	12	13	14
延べ利用日数(日数／月)	140	155	174
事業所数(箇所)	4	4	4

才) 就労継続支援（A型）

事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。※労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。

◆◇ サービス見込量（活動指標）◇◆

＜算定にあたっての考え方＞

利用実績に基づき、利用者数、地域生活への移行後にサービスの利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量、今後の利用意向等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人／月)	114	121	128
延べ利用日数(日数／月)	2,248	2,390	2,532
事業所数(箇所)	3	3	3

力) 就労継続支援（B型）

就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない）一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。

◆◇ サービス見込量（活動指標）◇◆

＜算定にあたっての考え方＞

利用実績に基づき、利用者数、地域生活への移行後にサービスの利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量、今後の利用意向等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人／月)	107	115	123
延べ利用日数(日数／月)	1,905	2,038	2,181
事業所数(箇所)	7	7	7

キ) 就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。平成30年度から創設されるサービスです。

◆◇ サービス見込量（活動指標）◇◆

<算定にあたっての考え方>

障がいのある人等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案し、利用者数の見込みを算出します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人／月)	1	1	2
事業所数(箇所)	0	0	1

ク) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

◆◇ サービス見込量（活動指標）◇◆

<算定にあたっての考え方>

利用実績に基づき、利用者数、今後の利用意向等を勘案し、利用者数を算出します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数(人／月)	5	5	5
事業所数(箇所)	0	0	0

ケ) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

◆◇ サービス見込量（活動指標）◇◆

<算定にあたっての考え方>

利用実績に基づき、利用者数、地域生活への移行後にサービスの利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量、今後の利用意向等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所(福祉型)			
利用者数(人／月)	19	20	21
延べ利用日数(日数／月)	105	111	117
事業所数(箇所)	7	7	7
短期入所(医療型)			
利用者数(人／月)	1	1	1
延べ利用日数(日数／月)	5	5	5
事業所数(箇所)	1	1	1

◆◇ 日中活動系サービスの見込量確保方策 ◇◆

○日中活動系サービス従事者には障がいの特性を十分理解し、適切に対応できる資質が求められることから、サービス提供事業者に対して県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、専門的人材の養成・確保や質的向上を働きかけます。

○生活介護については、地域移行施策が進む中で利用の増加が見込まれ、移行先の地域でサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

○自立訓練については、県と連携しながら、発達障がいや高次脳機能障がい等に対応できる事業者の参入を促します。

○就労移行支援については、県・ハローワーク主催の障がい者就職面接会や企業説明会などの参加を呼びかけ、就労意欲の向上により就労移行支援事業利用者数の増加を図ります。

○就労継続支援については、工賃の確保を通じて利用者の自立した生活を支えることができよう、「障害者優先調達推進法」の企業等への周知を図ります。

○就労定着支援については新規事業のため、障害者就業・生活支援センター等専門機関との連携も視野に入れ、適切な就労支援計画の下、実効性のある就労定着に係る支援を行うよう、提供事業者へ働きかけます。

○短期入所については、緊急時の対応を含めて十分な受け入れ枠が確保されるよう、提供事業者への働きかけを行います。

③ 居住支援・施設系サービス

ア) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。平成 30 年度から創設されるサービスです。

◆◇ サービス見込量（活動指標）◇◆

＜算定にあたっての考え方＞

単身世帯である障がいのある人の数、同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の数、地域生活への移行後にサービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを算出します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人／月)	0	0	1
事業所数(箇所)	0	0	1

イ) 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

◆◇ サービス見込量（活動指標）◇◆

＜算定にあたっての考え方＞

利用実績に基づき、利用者数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを算出します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人／月)	38	39	45
事業所数(箇所)	4	4	5

ウ) 施設入所支援

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

◆◇ サービス見込量（活動指標） ◇◆

<算定にあたっての考え方>

施設入所支援については、平成 28 年度末時点の施設入所者 51 人を基本として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な方の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを算出します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人／月)	50	50	49
事業所数(箇所)	2	2	2

◆◇ 居住支援・施設系サービスの見込量確保方策 ◇◆

- 施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人が障がいの程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるようする必要があります。グループホームの整備にあたっては地域住民の理解と協力を求めるとともに、サービス提供事業者との連携や情報提供などを通じて参入促進に努めます。
- 施設主催の行事等の支援を通じて施設入所者と地域住民とのふれあいの場を確保し、施設への理解とともに障がいに対する正しい理解や知識について地域住民への啓発を図ります。
- 障がいや家庭の状況等により施設入所が必要な場合は、津島市障がい者総合支援審査会を通じて適切に判断し速やかに対応するよう努めます。

④ 相談支援

ア) 計画相談支援

障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がいのある人に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。

◆◇ サービス見込量（活動指標）◇◆

<算定にあたっての考え方>

障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを算出します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人／月)	86	91	95
事業所数(箇所)	5	5	5

イ) 地域相談支援（地域移行支援）

障害者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人に対して、住居の確保、その他の地域生活へ移行のための活動に関する相談等を行います。

◆◇ サービス見込量（活動指標）◇◆

<算定にあたっての考え方>

施設入所支援の利用者数、精神科病院に入院している精神障がいのある人の数等を勘案して、利用者数の見込みを算出します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人／月)	1	1	3
事業所数(箇所)	3	3	3

ウ) 地域相談支援（地域定着支援）

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人、地域生活が不安定な障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

◆◇ サービス見込量（活動指標）◇◆

<算定にあたっての考え方>

単身である障がいのある人の数・居住している家族による支援を受けられない障がいのある人の数等を勘案して、利用者数の見込みを算出します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人／月)	1	1	3
事業所数(箇所)	3	3	3

◆◇ 相談支援の見込量確保方策 ◇◆

○計画相談支援については、心身の状況、介護者・居住等の状況、社会活動や訓練・就労に関する評価等を適切に把握した上で、利用者の生活リズムに合わせたサービス等利用計画案を作成できるよう人材の育成を指定障がい福祉サービス事業者に働きかけます。

○地域へ移行する際の必要とする関係機関との連絡調整等の支援はもとより、現に地域で生活している障がいのある人等がそのまま住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域移行支援及び地域定着支援に係るサービスの提供体制の整備を図ります。

(3) 地域生活支援事業の見込量及び確保策

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施することにより、障がいのある人等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	無	有	有

② 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	有	有	有

③ 相談支援事業

ア) 障害者相談支援事業

障がいのある人や障がいのある人の支援を行う人などの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助等を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようになりますことを目的としています。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所数	1	1	1

イ) 基幹相談支援センター

相談支援事業者との連携を図り、地域の中核的な相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基幹相談支援センター	無	無	有

ウ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、相談支援機能の強化を目的としています。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基幹相談支援センター等 機能強化事業	無	無	無

エ) 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活の支援を目的としています。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
住宅入居等支援事業	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障がいのある人が、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようになりますため、成年後見制度の利用支援を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人)	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度法人後見 支援事業	無	無	無

⑥ 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、聴覚障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に對して、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業です。手話通訳者設置事業は、手話通訳者を公的機関に設置する事業です。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (実利用見込者数)(人)	10	11	12
手話通訳者設置事業実設置者数(人)	0	0	0

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度の障がいのある人に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付する事業です。

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具(件)	3	5	5
自立生活支援用具(件)	7	7	7
在宅療養等支援用具(件)	5	8	8
情報・意思疎通支援用具(件)	7	7	7
排せつ管理支援用具(件)	1,480	1,511	1,542
住宅改修費(件)	3	3	3

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業の実養成講習修了見込者数(登録見込者数)(人)	10	10	10

⑨ 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人／月)	53	55	57
利用時間数(時間／月)	432	451	470

⑩ 地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化し、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図る事業です。

ア) 基礎的事業

利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人／月)	58	57	57
延べ利用日数(日数／月)	576	566	566
事業所数(箇所)	15	15	15

イ) 機能強化事業

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

地域の障がいのある人のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人／月)	17	16	16
事業所数(箇所)	2	2	2

⑪ 日中一時支援事業

家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がいのある人などの日中における活動の場を提供する事業です。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人／月)	54	55	56
延べ利用日数(日数／年)	4,660	4,764	4,868

⑫ 訪問入浴サービス事業

自宅において家族だけでは入浴が困難な重度の身体障がいのある人を対象に、移動入浴車による訪問入浴を行う事業です。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人／月)	2	2	2
延べ利用日数(日数／年)	120	120	120

◆◇ 見込量確保方策 ◇◆

○ 【理解促進研修・啓発事業】

研修会やイベントの開催等を通じて、地域住民に対する障がいへの理解の促進及び啓発に努めます。

○ 【自発的活動支援事業】

障がい当事者やその家族、地域住民等によるイベント等（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）の自発的活動について、積極的に支援を行います。

○ 【相談支援事業】

基幹相談支援センターを地域の相談支援の拠点として、障がいの種別を問わない総合的な相談業務及び権利擁護に関する支援を実施し、気軽に相談できる環境の整備と地域の実情に応じた業務を行います。

○ 【成年後見制度利用支援事業】

広報紙等の掲載を通じて、事業内容や対象となる障がいの種類について周知を図ります。

○ 【意思疎通支援事業】

障がい者関係団体、社会福祉協議会などの連携により、地域における手話通訳者、手話奉仕員や要約筆記者の把握や養成を通じて人材の確保を図り、きめ細かなサービス提供体制の整備に努めます。

○ 【日常生活用具給付等事業】

障がいのある人の日常生活の利便を図り、自立生活を支援するため、障がいの状況や程度の変化等によるニーズに応じ、適切できめ細かな給付等に努めるとともに、利用を促進するための周知に努めます。

○ 【手話奉仕員養成研修事業】

障がい者関係団体、社会福祉協議会などの連携により、地域における手話通訳者、手話奉仕員や要約筆記者の把握及び養成を通じて人材を確保し、きめ細かなサービス提供体制の整備に努めます。

○ 【移動支援事業】

ニーズに応じた適切なサービスを利用できるよう、サービス事業者へ専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけるとともに、事業所に対し移動介護技術の向上を促し、多様な利用者に応じた移動支援の柔軟な実施とともに供給体制の整備に努めます。

○【地域活動支援センター】

創作的活動または生産活動の機会を通じて、障がいのある人の生き甲斐がもてる場と位置づけ、地域活動支援センターの提供事業者を支援します。

○【日中一時支援】

専門的な人材の確保及び障がい福祉サービスの質的な向上、また事業規模の拡大等を図るよう引き続き指定障がい福祉サービス事業者に働きかけ、安定した供給の確保に努めるとともに、関係機関と連携し事業の充実に努めます。

○【訪問入浴サービス事業】

入浴は身体を清潔に保つことにより、様々な病気（褥瘡、皮膚病等）の予防・発見とともに心身のリフレッシュに繋がります。利用対象者は限られていますが、自宅で暮らす障がいのある人の心身状況と生活の質の維持に不可欠な福祉サービスとして今後も継続して事業を実施します。

3 第1期障がい児福祉計画

国においては障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、児童福祉法の一部見直しが行われました。見直しの主な内容は次の4点で、障がい児福祉計画の策定が自治体に義務づけられました。

＜見直し内容＞

- 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。
- 保育所等に通う障がいのある子どもに発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がいのある子どもに対象を拡大する。
- 医療的ケアを要する障がいのある子どもが適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。
- 障がいのある子どものサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障がい児福祉計画を策定するものとする。

(1) サービス体系

障がい児福祉計画に定める事業は次のサービス体系で整理し、見込量及び確保方策について示します。

障がい児福祉計画

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・障害児相談支援
- ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

(2) 障がい児支援サービスの見込量及び確保策

① 障がい児通所支援

ア) 児童発達支援

障がいのある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練などを行います。

◆◇ サービス見込量（活動指標）◇◆

<算定にあたっての考え方>

地域における児童数の推移、現に利用している障がいのある子どもの数、障がいのある子ども等のニーズ、保育所等での障がいのある子どもの受入れ状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを算出しています。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人／月)	71	73	75
延べ利用日数(日数／月)	485	501	517
事業所数(箇所)	7	7	7

イ) 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人／月)	1	1	1
延べ利用日数(日数／月)	9	9	9
事業所数(箇所)	0	0	0

ウ) 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育に加え、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人／月)	176	181	186
延べ利用日数(日数／月)	1,640	1,689	1,739
事業所数(箇所)	10	10	10

工) 保育所等訪問支援

障がいのある子どもが障がいのない子どもとの集団生活に適応することができるよう障がいのある子どもの身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人／月)	1	1	1
延べ利用日数(日数／月)	2	2	2
事業所数(箇所)	0	0	1

才) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がいのある子ども等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がいのある子どもを対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与等の支援を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人／月)	0	0	1
延べ利用日数(日数／月)	0	0	4
事業所数(箇所)	0	0	0

② 障がい児相談支援

障がいのある子どもに関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との調整等を行うとともに、障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、障がい児通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人／月)	41	45	49
事業所数(箇所)	5	5	5

③ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを配置します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配置人数(人)	0	0	1

◆◇ 見込量確保方策 ◇◆

- 障がい児通所サービスにおいては子育て支援を視野に入れ、送迎負担の軽減に向けて身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、対応できるサービス提供事業者の確保・増加に努めます。
- 総合支援協議会において、事業者間での情報提供や事例研究等の学習機会等の設定により、技術・知識等の習得を通じて事業者の育成を促進します。
- 障がいのある子どもの療育のために、一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関などと総合支援協議会などの連携を図り、相談支援体制の強化に努めます。
- 地域生活における医療的ケア児の支援体制の整備に向けて実施が予定される医療的ケア児等コーディネーター養成研修（仮称）に障がいのある子どもの支援に関わっている市内事業所等の職員の参加を促し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの確保を図ります。